

第4部 第2期障害児福祉計画

障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保を計画的に図ることを目的としています。

1 令和5年度目標値の設定

（1）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国が示した基本指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置すること、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市では、既に児童発達支援センターを設置していること、保育所等訪問支援を実施していることから、各関係機関と連携を強化し、障害のある子どもに対する支援の充実に努めます。

（2）重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国が示した基本指針では、令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。

本市では、既に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所があることから、各関係機関と連携を強化し、障害のある子どもに対する支援の充実に努めます。

（3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国が示した基本指針では、令和5年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市では、既に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置しており、その適切な運営を図るとともに、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーター3名の配置を目指します。

2 障害児支援事業の見込量

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施する児童発達支援に加え、医療の提供を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施するなど、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（又は利用予定）の障害のある子どもが、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児など重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合に居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある子どもに支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込量（日／月：一月当たりの延べ利用日数 人：事業対象者数 人／年：年間の利用人数）

サービス名		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (推計)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
児童発達支援	日／月	481	398	380	491	519	546
	人	124	127	133	141	149	157
医療型児童 発達支援	日／月	4	7	0	5	5	5
	人	1	1	0	1	1	1
放課後等 デイサービス	日／月	2,196	2,316	2,350	2,760	3,000	3,258
	人	236	253	254	299	325	353
保育所等 訪問支援	日／月	7	8	7	8	8	8
	人	6	4	4	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	日／月	0	0	0	4	4	4
	人	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人／年	362	385	395	435	462	491
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	配置人数	0	1	1	2	3	3

■見込量確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援については、今後のニーズ等から増加すると見込み、関係機関やサービス提供事業者と連携して実施体制の確保を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、対象となる医療的ケア児の把握に努めつつ、既に設置した協議の場と合わせて体制の充実を図ります。

今後も各サービスの提供を通して、療育の必要な子どもやその家族が抱える子どもの発達への不安にしっかりと対応し、事業所の確保に努めます。